

「Factory900」事件

【事件の概要】

本件は、本願商標「Factory900」と引用商標「SAPPORO/Factory」は、両商標の称呼及び觀念の相違に加えて、外観の違いも総合考慮すると、商標法4条1項11号にいう「類似」とはいえない、として審決が取り消された事例である。

《本願商標》

Factory900

指定商品：第9類「眼鏡、眼鏡枠」

《引用商標》

SAPPORO
Factory

指定商品：第9類「眼鏡」、第14類「時計」

【事件の表示、出典】

知財高裁 平成21年5月28日判決 平成20年（行ケ）第10439号審決取消請求事件
知的財産裁判例集HP

【参照条文】

商標法4条1項11号

【キーワード】

商標の類似、総合判断

1. 事実関係

原告は、本願商標「Factory900」について登録出願したところ、拒絶査定を受けたので、これに対し不服審判を請求した。しかし、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、原告はその取り消しを求めた。

2. 争点

本願商標及び引用商標から「Factory」の部分が独立して把握・認識されるか。

3. 裁判所の判断

(1) 本願商標についての検討

- ア) 商標は、その構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されているものであるから、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判定することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されない。
- イ) 本願商標は、原告が製造販売する眼鏡を表示するものとして、需要者、取引者の間に広く知られているものと認められること、本願商標のうち「900」の数字部分は、必ずしも商品の型式、規格等を表示するための記号、符号と認識されるとは限らないこと、必ずしも本願商標のうち「FACTORY」の部分のみが識別力が高いということとはできないこと、及び、本願商標は、「Factory900」と同じ書体でかつ同じ大きさの文字で一連に記載したものであることを総合すると、本願商標は、一連一体のものとして認識されると解するのが相当である。そして、本願商標について、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分を他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することができるというべき事情、すなわち、前記「複数の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」などの事情が存するとは認められない。
- ウ) したがって、本願商標全体を引用商標と比較して類否を判定すべきであるということが出来る。

(2) 引用商標についての検討

引用商標は、札幌市中央区に所在するサッポロ都市開発株式会社が運営している大型複合施設である「サッポロファクトリー」を想起させるものということが出来る。そのことは、引用商標が「眼鏡」について使用されたとしても異なるものではないというべきである。

また、引用商標の下段の「Factory」は、上段の「SAPPORO」に比して4倍ほどの大きさで、かつ、かなり太い線で表されているが、引用商標は、上記のとおり、札幌市中央区に所在する大型複合施設である「サッポロファクトリー」を想起させることから、引用商標の下段の「Factory」と上段の「SAPPORO」が分離して認識されるとは解されないのであって、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分を他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することができるというべき事情、すなわち、前記の「複数の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」などの事情が存するとは認められない。

(3) 本願商標と引用商標の類否についての検討

本願商標は、一連一体のものとして認識されて、「ふぁくとりーきゅーひゃく」又は「ふぁくとりーきゅーぜろぜろ」の称呼と、「工場」及び数字の「900」の観念を生ずる。これに対し、引用商標からは、「さっぽろふぁくとりー」の称呼と札幌市中央区に所在する大型複合施設である「サッポロファクトリー」の観念を生ずる。

これらの称呼と観念の違いに加えて、前記記載のような外観の違いも総合考慮すると、本願商標と引用商標とは商標法4条1項11号にいう「類似」とはいえないと解すべきである。

4. 検討

本判決も、「つつみのおひなっこや」事件（H20年9月8日判決、最高裁 平成19年（行ヒ）第223号事件）で示された「結合商標は原則として一体的に扱うべきである。」という基準が考慮されて、本願商標及び引用商標ともに一連一体のものとして認識すべきと判断されたものと思われる。

ただし、この判決に沿うと、仮に商品「眼鏡」について「Factory」なる商標が存在した場合でも、本願商標「Factory900」は「Factory」に類似しないと考えることもできてしまう。

構成要素全体により大型複合施設の名称を想起させる引用商標が一連一体の商標として認識されると考えることは妥当と思われるが、一般的には識別力に欠けると考えられている数字の「900」を含む本願商標が常に一連一体に認識されるという認定にはやや疑問が残るところではある。

以上